

お知らせ

当協会は平成 24 年度から公益財団法人になりました。

このことにより、当協会に御寄付をいただいた方については、**個人所得税の税額控除**と
※**個人住民税の所得割額の控除**を受けられることとなりました。

個人でご寄附いただいた方

I 所得税の税額控除

●控除される税額 (寄付額 - 2,000 円) × 40%
(所得税の 25%が限度額)

●税額控除を受けるためには、確定申告をしていただく必要があります。

① 当協会が発行する領収書

② 当協会が税額控除団体に該当することの証明書

を添付していただきます。(後日ご本人様にお送りします。)

II 個人住民税の所得割額の控除 (税額控除)

※(住所地の県又は市町村が条例で、当協会を控除対象団体として定めている場合)
埼玉県は、当協会を控除対象団体として定めています。

●控除される額

県民税 (寄付額-2,000 円) × 4%

市町村民税 (寄付額-2,000 円) × 6%

(県民税、市町村民税とも寄付額は個人所得の 30%が限度)

●手続は必要ありません。

法人でご寄附いただいた方

一般の寄附金の損金算入限度枠に加えて、**特別枠の損金算入**ができることになりました。

特別枠の損金算入限度額

$(\text{所得金額} \times 5\% + \text{資本金等の額の } 0.25\%) \times 1/2$